# 耐震シェルター・防災ベッ

# の設置費用の一部を補助します!

※耐震シェルター又は防災ベッドと合わせて設置される「**感震ブレーカー**」の設置も補助します。

※ 過去に増築が行われている住宅について、要件の緩和を行いましたので、該当する場合は、 事前に、ご相談ください。

#### 「広島市耐震シェルター等設置補助制度」の目的

耐震改修工事を行うことが難しい場合に、戸建木造住宅に居住する高齢者や障害者等を対象に、耐震 シェルター等の設置費用の一部を補助します。

#### 2 制度の概要

募集の対象となる住宅は、広島市内の戸建木造住宅で、裏面申込書の要件を満たすものです。 また、募集件数等は次のとおりです。

項目	補助対象となる設置工事	募集件数	補助率	限度額
耐震シェルター・ 防災ベッド	東京都の「安価で信頼できる耐震 改修工法・装置」の装置部門で選 定されたものなど、地方公共団体 で一定の評価を受けたもの	1戸	-n. 92 47 #	1 2 万 5 千円
感震ブレーカー	分電盤タイプ (感震機能付住宅用分電盤 J W D S 0007) 付 2 ((一社) 日本配線システム工業会) で定める構造・機能を有するもの)	1戸	設置経費 の1/2	4 万円

#### 3 申込み方法

別紙申込書に記入し、令和7年4月14日(月)から令和7年4月25日(金)午後5時(必着)まで に、持参、郵送、FAXまたは電子メールでお申込みください。

- \* 持参の受付は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。
- \* FAXまたは電子メールでお申込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- \* 募集件数に達しなかった場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

#### 4 申込み後の主な流れ

- ・申込み多数の場合は抽選とし、抽選結果は申込者全員に通知します。
- ・補助対象者に決定した方に、正式な申請書類を送付します。
- ・耐震シェルター等の設置に要する経費が確認できる書類(見積書等)を添付し、補助金交付申請書を 広島市に提出します。(正式な申請書類の受領から1か月以内を目途に提出してください。)
- ・広島市から補助金交付決定通知書を受け取った後、耐震シェルター等の設置を開始します。
- ・令和8年1月末までに、広島市に耐震シェルター等の設置の結果を報告します。

#### 【 問合せ・申込先 】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)

## 広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 · FAX 082-504-2308 電子メール jutaku@city.hiroshima.lg.jp



#### 【 広島市ホームページ 】

https://www.city.hiroshima.lg.jp/living/sumai/1021346/1026338/1018630.html 総合トップページ > くらし・手続き > 住まい > リフォーム・住宅補助制度 > 助成・手当(リフォーム・住宅補助制度) > 耐震シェルター等の設置を支援します!

### 令和7年度広島市耐震シェルター等設置補助事業申込書

- ①から⑦までの要件を満たす必要があります。
- 太枠内にご記入の上、持参、郵送、FAXまたは電子メールによりお申込みください。 ※FAXまたは電子メールでお申し込みの場合は、送付後に確認の電話をお願いします。
- 該当する□に図してください。

申込日	令和 年 月 日		
申込者	フリガナ       氏 名       電話番号(日中の連絡先) – –		
住所	<u>〒</u>		
①建築時期	<ul><li>明治・大正・昭和 年 月 日</li><li>* 昭和56年5月31日以前に着工されたものに限ります。</li><li>* 「昭和○○年頃」などわかる範囲で構いません。</li></ul>		
②住宅の種類	<ul><li>□ 戸建住宅 (二世帯住宅を含む)</li><li>□ 併用住宅 (延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)</li></ul>		
3構 造	□ 木造在来軸組構法及び伝統的構法 *ツーバイフォー工法、丸太組工法、及びプレハブ工法は対象外		
④補助対象者	□ 高齢者や障害者等 <sup>※1</sup> □ 高齢者や障害者等と同一の世帯に属する方		
<b>⑤階</b> 数	□ 2階以下		
⑥設置場所	□ 耐震シェルター又は防災ベッドを1階に設置		
⑦構造評点等	□ 耐震診断の結果、上部構造評点が 1. 0 未満 □ 「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく診断の結果、 評点の合計が 7 点以下		
感震ブレーカーの 設置	<ul><li>□ 設置する</li><li>□ 設置しない</li></ul>		

※1: 高齢者や障害者等とは次のいずれかに該当する方のことです。

- ア 申請時における年齢が65歳以上である方
- イ 身体障害者手帳の交付を受けた方
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- エ 療育手帳の交付を受けた方
- オ 要介護認定又は要支援認定を受けた方
- カ その他医師の診断等により災害時に援護を要すると認められる方